

2019 年 7 月 30 日

各 位

会 社 名 大 林 道 路 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 福 本 勝 司

公正取引委員会からの排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、全国におけるアスファルト合材の販売価格の決定に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして、2017 年 2 月 28 日に公正取引委員会による立入検査を受け、本日、同委員会より独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

このような事態に至りましたことは誠に遺憾であり、お取引先をはじめ関係各位に多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを深くお詫び申し上げます。

記

1 排除措置命令の概要

当社は、2015 年 1 月以前に全国において販売したアスファルト合材の販売価格に関し、他の事業者と共同して販売価格の引き上げを行うなど独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）に違反する行為を行っていたとして、当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を講じることを命じられました。

2 課徴金納付命令の概要

納付すべき課徴金の額	40 億 8,351 万円
納付期限	2020 年 3 月 2 日

3 今後の対応

排除措置命令及び課徴金納付命令の内容を精査のうえ、今後の対応を慎重に検討してまいります。なお、当社は、引き続き法令遵守の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

4 業績に与える影響

上記課徴金納付命令の金額と、本件に係る独占禁止法関連損失引当金の前会計年度末残高との差額 2,096 百万円は、2020 年 3 月期第 1 四半期決算において特別利益に計上いたします。

以 上